

佐本刑企発第143号
令和元年5月24日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	30年(令和32年3月31日まで)
有 効	令和32年3月31日まで
指導係	

佐賀県警察本部長

犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則の制定につ
いて（通達）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）が、令和元年6月1日から施行されることとなった。

これを受け、犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則（平成31年国家公安委員会規則第6号。以下「改正規則」という。）が、平成31年4月26日、別添のとおり公布され、令和元年6月1日から施行されることとなった。

これらの改正の概要についてはそれぞれ下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において「刑事訴訟法」とは改正法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）を、「通信傍受法」とは改正法による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）を、「犯罪捜査規範」とは改正規則による改正後の犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）を、「通信傍受規則」とは改正規則による改正後の通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号）をそれぞれいうものとする。

記

第1 犯罪捜査規範

1 捜査主任官の職務の追加（第20条第2項関係）

刑事訴訟法においては、被疑者の供述の任意性等に関する立証やそれに関する判断を担保しつつ、適正な取調べの実施にも資するものとして、録音・録画制度を導入することとされた。

その趣旨も踏まえ、被疑者の供述の任意性や信用性を担保し、取調べの適正を確保する観点から、個別事件の捜査内容を熟知し、かつ、捜査全体を統括する立場にある捜査主任官の職務として、被疑者の供述及びその状況を記録した記録媒体の再生等の方法による被疑者取調べの状況の把握を追加することとした（第20条第2項）。

2 被疑者取調べに係る承認（第168条第3項関係）

午後10時から午前5時までの間に、又は1日につき8時間を超えて被疑者の取調べを行うときは、改正規則による改正前の被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）に基づく措置として、警察本部長又は警察署長の承認を要することとされていたが、個別事件の捜査の過程でどのような取調べを行うかは捜査指揮の一態様であることを踏まえ、被疑者取調べに係る承認について、犯罪捜査の活動基準たる犯罪捜査規範上の制度として位置付けることとした（第168条第3項）。

3 取調べ等の録音・録画に関する規定の整備（第182条の3第1項及び第2項、第182条の4並びに別記様式第18号関係）

(1) 裁判員裁判対象事件等に係る取調べ等の録音・録画

刑事訴訟法においては、逮捕又は勾留されている被疑者を、裁判員裁判対象事件等について取り調べ、又は弁解の機会を与えるときは、機器の故障、被疑者の拒否等一定の事由に該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により、記録媒体に記録しておかなければならないこととされた（刑事訴訟法第301条の2第4項）。また、これにより作成された記録媒体については、公判において被疑者供述調書の任意性が争われた場合には、検察官がその取調べを請求しなければならないこととされた（刑事訴訟法第301条の2第1項）。

これを受け、犯罪捜査規範に警察において行う録音・録画に関する規定を設けることとした（第182条の3第1項）。

(2) 被疑者が精神に障害を有する場合の取調べ等の録音・録画

精神障害、発達障害、知的障害等により、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官の意図にかかわらずその発言等に対し迎合したり誘導されたりする傾向が認められる被疑者について、供述の任意性等に関する立証を担保することは重要であることから、逮捕又は勾留されている被疑者がこうした障害を有する場合であって、その被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、必要に応じて、取調べ等の録音・録画を行うよう努めなければならないこととした（第182条の3第2項）。

(3) 録音・録画状況報告書

取調べ等の録音・録画をした際には速やかに録音・録画状況報告書を作成しなければならないこととした（第182条の4及び別記様式第18号）。

第2 通信傍受規則

1 通信傍受法の概要

(1) 趣旨

近時めざましい発展を遂げている暗号技術等の情報処理技術を活用することにより、通信傍受の実施の適正を十分に担保しつつ、通信事業者等の負担を軽減するとともに通信傍受の実施の機動性を確保して、より効果的・効率的な通信傍受を可能とするため、証拠の収集方法の適正化・多様化の観点から、従来の通信傍受に加えて、一時的保存を命じて行う通信傍受（以下「一時的保存型傍受」という。）と特定電子計算機を用いる通信傍受（以下「特定電子計算機使用型傍受」という。）を導入することとされた。

(2) 一時的保存型傍受（通信管理者等の施設で実施）

司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、指定期間に行われる全ての通信について、裁判所から提供された変換符号を用いて原信号を暗号化させ、当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができることとされた（通信傍受法第20条第1項）。

これに伴い、司法警察員は、傍受の実施の場所において、通信管理者等に命じて、一時的保存をされた暗号化信号について、裁判所から提供された対応変換符号を用いた復号をさせることにより、通信を復元させ、同時に、復元された通信を再生することができることとされた（通信傍受法第21条第1項）。

なお、再生の実施をするときは、通信管理者等を立ち合わせなければならないこととされ（通信傍受法第21条第1項において準用する同法第13条）、再生の実施において内容の聴取等をした通信は、全て記録媒体に記録しなければならない（通信傍受法第24条第1項）、当該記録媒体は、立会人により封印され、裁判官に提出することとされた（通信傍受法第25条第2項及び第4項）。

(3) 特定電子計算機使用型傍受（捜査機関の施設で実施）

司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受の実施をしている間に行われる全ての通信について、裁判所から提供された変換符号を用いた原信号の暗号化をさせた上で、傍受の実施の場所に設置された特定電子計算機に伝送させ、

○ 暗号化信号を受信すると同時に、裁判所から提供された対応変換符号を用いて復号をし、復元された通信について傍受をすること（通信傍受法第23条第1項第1号）

○ 暗号化信号を受信すると同時に一時的保存をする方法により、当該暗号化信号に係る原信号によりその内容を伝達される通信の傍受をすること（通信傍受法第23条第1項第2号）

のいずれかの傍受をすることができることとされた（通信傍受法第23条第1項）。

特定電子計算機とは、通信傍受法第23条第2項各号に掲げる機能の全

てを有する電子計算機であり、特定電子計算機使用型傍受においては、特定電子計算機の利用その他の技術的措置等により、通信傍受の手續の適正を確保することができることから、通信管理者等による立会いは不要とされた（通信傍受法第23条第1項後段）。

特定電子計算機使用型傍受において一時的保存をする方法により傍受をした場合、司法警察員は、傍受の実施の場所において、一時的保存をした暗号化信号について、特定電子計算機を用いて、裁判所から提供された対応変換符号を用いた復号をすることにより、一時的保存をされた通信を復元し、同時に、復元された通信について再生をすることができることとされた（通信傍受法第23条第4項）。

この場合における再生の実施についても、通信管理者等による立会いは不要とされた（通信傍受法第23条第4項）。

また、傍受の実施又は再生の実施において内容の聴取等がなされた通信は、特定電子計算機の機能により、全て自動的に暗号化され、改変できない形で記録媒体に記録され、裁判官に提出することとされた（通信傍受法第26条第1項及び第4項）。

2 通信傍受規則の概要

(1) 許可の請求に当たっての手續の適正（第3条関係）

ア 警察本部長の承認

通信傍受法において、一時的保存型傍受及び特定電子計算機使用型傍受を行うためには、裁判官の許可が必要とされている（通信傍受法第20条第1項及び第23条第1項）。

これを受け、通信傍受規則では、当該許可の請求は、請求の相当性等について十分に検討してその検討結果を順を経て警察本部長（警視總監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）に報告し、事前にその承認を受けて行わなければならないこととした（第3条第3項）。

これは、この手續について、傍受令状の請求の場合と同様、より慎重かつ組織的な判断を求めるためである。

イ 請求における疎明資料

通信傍受法において、裁判官は、許可の請求を相当と認めるときは、許可をすることとされている（通信傍受法第5条第3項）。

これを受け、通信傍受規則では、当該請求を受けた裁判官の適切な判断に資するため、当該請求をするときは、当該請求が相当であることを疎明する捜査報告書その他の資料に加え、一時的保存型傍受の場合は通信管理者等に関する事項を明らかにする資料を、特定電子計算機使用型傍受の場合は通信管理者等に関する事項を明らかにする資料及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足る事項を明らかにする資料を、それぞれ添えて行わなければならないこととした（第3条第4項）。

ウ 通信傍受法第5条第4項の申立て

通信傍受法において、裁判官は、一時的保存型傍受の許可をするときは、傍受の実施の場所として、通信管理者等の管理する場所を定めなければならないが、当該許可の請求をした者から申立てがあり、かつ、当該申立てに係る傍受の実施の場所その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所をそれぞれ定めることとされている（通信傍受法第5条第4項）。

これを受け、通信傍受規則では、当該申立てをするに当たっても、警察本部長の承認を受けなければならないこととし、当該申立てに係る疎明資料について定めた（第3条第5項及び第6項）。

(2) 傍受指導官（第6条関係）

ア 傍受指導官の設置

特定電子計算機使用型傍受においては、従来方式の傍受の実施や一時的保存型傍受に係る再生の実施における立会人の役割が特定電子計算機の技術的措置等により代替されるところ、通信傍受の対象となっている犯罪の捜査に従事していない職員が必要な指導を行うことにより、その適正かつ効果的な実施を担保する必要がある。

そこで、通信傍受規則では、警察本部長は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。）の課（課に準ずるものを含む。）に所属する警部以上の警察官の中から傍受指導官を指名することとした（第6条第1項）。

イ 傍受指導官の職務

傍受指導官は、傍受の実施及び再生の実施の適正性を確保するべく、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員に対して、傍受の方式を問わず、適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な指導教養を行うこととした（第6条第2項）。

ウ 特定電子計算機使用型傍受における指導

イの職務に加えて、傍受指導官は、特定電子計算機使用型傍受の実施及び特定電子計算機使用型傍受に係る再生の実施に当たっては、警察通信職員と相互に緊密に連絡し、及び協力して、当該傍受の実施の場所における特定電子計算機の使用方法に関する助言その他の適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な助言及び指導を行うこととした（第6条第3項）。

(3) 特定電子計算機の保管等（第7条関係）

特定電子計算機使用型傍受の適正性を担保するために特定電子計算機が果たす役割は重要であり、その厳格な運用が図られるよう、通信傍受規則では、特定電子計算機は、警察庁、管区警察局、東京都警察情報通

信部又は北海道警察情報通信部において保管することとした（第7条第1項）。

また、警察通信職員は、特定電子計算機使用型傍受の実施に当たっては、当該傍受の実施の場所において、当該傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機の設置その他の特定電子計算機の適正な供用の開始のために必要な措置を講じなければならないこととした（第7条第2項）。

(4) 再生の最小化（第8条、第14条及び第16条関係）

ア 該当性判断のための再生の最小化

通信傍受法において、司法警察員は、傍受すべき通信に該当する通信の再生をすることができるほか、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の再生をすることができることとされている（通信傍受法第21条第3項）。

これを受け、通信傍受規則では、この「傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでない通信に係る」再生を「スポット再生」と定義し（第2条第8号）、スポット再生を必要最小限度の範囲内のものとするため、スポット傍受と同様の規定を整備することとした（第14条）。

加えて、個別の事案におけるスポット再生の時間や間隔等スポット再生の最小化のための遵守事項については、事案に応じて警察本部長が、その都度、文書で捜査主任官に対して指示することとした（第8条第3項において準用する同条第1項第1号及び第2項）。

イ 第21条外国語等通信に係る再生

通信傍受法において、司法警察員は、外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であって、再生の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部を再生することができることとされ、この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならないこととされている（通信傍受法第21条第4項）。

これを受け、通信傍受規則では、この通信を「第二十一条外国語等通信」と定義し（第2条第9号）、通信傍受規則第2条第3号に規定する「第十四条外国語等通信」の場合と同様、その翻訳等について必要最小限度の範囲に限定するようにしなければならない旨規定することとした（第16条第1項）。

ウ 医師等の業務に関する通信の再生の禁止

通信傍受法において、医師等の業務に関する通信の再生はしてはならないこととされている（通信傍受法第21条第6項において準用する同法第16条）。

これに対し、報道の取材のための通信についても、報道の取材の自由を尊重する観点から、通信傍受規則では、傍受の実施の場合と同様、再生の実施に当たって警察本部長は留意事項について指示しなければならないこととした（第8条3項において準用する同条第1項第2号）。

- (5) 通信の当事者に対する通知（第25条第1項及び別記様式第6号関係）
通信傍受法において、司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、従来の通知事項に加えて、新たに

○ 通信傍受法第31条の規定による傍受記録の聴取等（聴取若しくは閲覧又は複製の作成をいう。以下同じ。）及び同法第32条第1項の規定による傍受の原記録の聴取等の許可の請求並びに同法第33条第1項及び第2項の規定による不服申立てをすることができる旨を書面で通知しなければならないこととされている（通信傍受法第30条第1項第7号）。

これを受け、通信傍受規則では、当該事項を記載した傍受通知書の様式を整備した（第25条第1項及び別記様式第6号）。

- (6) その他
その他様式の改正を含めた所要の改正を行った。

第3 その他

1 施行期日

令和元年6月1日から施行することとした（改正規則附則第1項）。

2 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正

(1) みなし監督対象行為に係る規定の削除（第3条関係）

被疑者取調べに係る承認を犯罪捜査規範上の制度として位置付けたことを受け、みなし監督対象行為に係る規定を削除することとした（第3条）。

(2) 被疑者取調べ状況の確認方法の合理化（第6条関係）

犯罪捜査規範において、取調べ状況の的確な把握を捜査主任官の職務として規定するとともに、裁判員裁判対象事件等については、取調べ等の録音・録画が実施されることとなることを受け、取調べ監督官による確認手段として例示されていた視認措置に係る文言を削除することとした（第6条）。

(3) その他

上記(1)及び(2)に伴う所要の改正を行った。